

14 事業承継の認可について

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（「事業承継」）を行う場合、譲渡人及び譲受人等が、あらかじめ当該事業承継について、国土交通大臣又は県知事の認可を受けたときは、譲受人、合併存続法人又は分割承継法人は、当該事業承継の日に、譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人の建設業者としての地位を承継します。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に国土交通大臣又は県知事に申請して、その認可を受けなければなりません。

(1) 申請先

譲渡及び譲受け		譲渡人	譲受人	申請先
	①	国土交通大臣許可	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	③		国土交通大臣許可	国土交通大臣
	④		他県知事許可	国土交通大臣

合併		合併消滅法人	合併存続法人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可 (2以上ある場合はそのうちいずれか)	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可と 他県知事許可	—	国土交通大臣
	③	広島県知事許可 (2以上あるときは全て)	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	④		国土交通大臣許可	国土交通大臣
⑤	他県知事許可		国土交通大臣	

分割		分割被承継法人	分割承継法人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可 (2以上ある場合はそのうちいずれか)	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可と 他県知事許可	—	国土交通大臣
	③	広島県知事許可 (2以上あるときは全て)	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	④		国土交通大臣許可	国土交通大臣
⑤	他県知事許可		国土交通大臣	

相続		被相続人	相続人	認可の区分
	①	国土交通大臣許可	—	国土交通大臣
	②	広島県知事許可	許可無し又は広島県知事許可	広島県知事
	③	広島県知事許可	国土交通大臣許可	国土交通大臣
	④	広島県知事許可	他県知事許可	国土交通大臣

※「建設業の全部」とは、許可を受けている建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみを、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割、相続することは認められません。許可を受けている建設業の一部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割、相続を行う場合は、当該許可を廃業した上で、再度当該建設業の新規の許可を受ける必要があります。

※ 1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

(2) 提出書類及び確認資料

申請事項	提出様式	添付書類・確認資料(▲必要に応じ) ○閲覧書類, ●非閲覧書類(左欄も同じ)
譲渡及び譲受け	○22-5※第二面も記載 「譲渡及び譲受け認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「専任技術者一覧表」	▲【譲受け人】に係る P28 許可申請の申請書類 [○ア 閲覧書類のうち6~16 ●イ 非閲覧書類のうち1~31]のうち必要書類 ※次頁早見表参照 ●誓約書(様式第22号の6) ●譲渡及び譲受けに関する契約書の写し(※) ●譲渡人又は譲受け人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
事業承継 合併	○22-7※第二面も記載 「合併認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「専任技術者一覧表」	●合併の方法及び条件が記載された書類 ▲【合併存続法人等】に係る P28 許可申請の申請書類 [○ア 閲覧書類のうち6~16 ●イ 非閲覧書類のうち1~31]のうち必要書類 ※次頁早見表参照 ●誓約書(様式第22号の6) ●合併契約書の写し及び合併比率説明書(※) ●合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
分割	○22-8※第二面も記載 「分割認可申請書」 ○別紙一「役員等の一覧表」 ○別紙二「営業所一覧表」 ○別紙三「専任技術者一覧表」	●分割の方法及び条件が記載された書類 ▲【分割承継法人等】に係る P28 許可申請の申請書類 [○ア 閲覧書類のうち6~16 ●イ 非閲覧書類のうち1~31]のうち必要書類 ※次頁早見表参照 ●誓約書(様式第22号の6) ●分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書(※) ●分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
相続	○22-10※第二面も記載 「相続認可申請書」 ○別紙一「営業所一覧表」 ○別紙二「専任技術者一覧表」	●申請者と被相続人との続柄を証する書類 ▲【相続人】に係る P28 許可申請の申請書類 [○ア 閲覧書類のうち6~16 ●イ 非閲覧書類のうち1~31]のうち必要書類 ※次頁早見表参照 ●誓約書(様式第22号の11) ●申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

(※)株主総会で承認済みのもの(会社法により株主総会の承認が不要の場合を除く)

【承継・相続における添付書類早見表】

申請書類は、申請区分（譲渡、合併、分割等）ごとに異なりますので、下表により確認の上、作成してください(アとイで分けて綴じてください)。

- ◎・・・必要な書類 ○・・・該当があれば必要な書類
 △・・・合併によって設立される法人である場合添付不要な書類
 ▲・・・新設分割によって設立される法人である場合添付不要な書類
 ■・・・譲受人・合併存続法人・分割承継法人・相続人が許可業者である場合に、許可申請・変更届・決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更のない場合は省略可能な書類

※ 要件等が明確に確認できない場合は、資料の追加等を別途求める場合があります。

ア 閲覧書類(申請書, 添付書類)

綴込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等
1	各提出様式 P113	認可申請書	◎	◎	◎	◎	P 32, 105
2		役員等の一覧表《法人の場合》	◎	◎	◎	—	
3		営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎	◎	◎	
4		専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	
5	2	工事経歴書	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 38～41
6	3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 42
7	4	使用人数	◎	◎	◎	◎	P 43
8	6	誓約書	◎	◎	◎	◎	P 44
9	11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	P 55, 73
10	15～17	財務諸表（法人用）	◎	△ ◎	▲ ◎	—	P 59～65
	18～19	〃（個人用）	◎	—	—	◎	
11	20	営業の沿革	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 68
12	20-2	所属建設業者団体	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	P 69
13	20-3	主要取引金融機関名	◎	◎	◎	◎	P 70
14	—	定款《法人の場合》	◎	◎	◎	—	※ 3

記載方法は
許可申請を参照

イ 非閲覧書類(添付書類, 確認書類等)

綴込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等
1	別紙三	バーコードはり付け欄	◎	◎	◎	◎	※手数料は不要
2	—	誓約書《登記事業目的の追加》	○	○	○	—	
3	—	営業所建物の所有権又は使用権の確認資料	○	○	○	○	P 71
4	—	営業所所在地略図	◎	◎	◎	◎	P 37
5	—	営業所写真	◎	◎	◎	◎	P 37
6	—	登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	※ 1 P 71, 72
7	—	身分証明書	◎	◎	◎	◎	P 71, 72

繰込順	様式番号	提出書類	譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続	参照ページ等	
役員等 + 補佐	8	7	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	P 45, 75～77
	9	別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 46
	10	—	経営経験確認資料	◎	◎	◎	◎	P 75
	11	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76※ 4
	12	—	現住所確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76
	8	7-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	P 47, 48, 75
	9	別紙1・2	常勤役員等の略歴書・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 49, 50
	10	—	経営経験確認資料	◎	◎	◎	◎	P 75
	11	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76※ 4
	12	—	現住所確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76
	13	8	専任技術者証明書	◎	◎	◎	◎	P 52, 78, P 106～108
	14	—	専任性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 78※ 4
15	—	現住所確認資料	◎	◎	◎	◎	P 78	
16	9	実務経験証明書	○	○	○	○	P 53	
17	—	経験確認資料	○	○	○	○	P 78	
18	—	免状、資格証明書、監理技術者資格者証等写し	○	○	○	○	P 78 要原本提示	
19	10	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	P 54	
20	—	経験確認資料	○	○	○	○	P 78	
21	—	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性確認資料	○	○	○	○	P 73※ 4	
22	—	現住所確認資料	○	○	○	○	P 73	
23	—	権限が確認できる資料	○	○	○	○	P 73	
24	12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	P 56	
25	13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	P 57 該当者がいない又は役員の場合不要	
26	14	株主(出資者)調書《法人の場合》	◎	◎	◎	—	P 58	
27	—	納税証明書	◎	△ ◎	▲ ◎	◎	※ 2	
28	—	残高(融資)証明書	○	○	○	○	P 23 申請日前30日以内の日時点のもの	
29	—	登記事項証明書《法人の場合》	◎	△ ◎	▲ ◎	—	申請日前3月以内発行のもの	
30	22-6	誓約書	◎	◎	◎	—		
31	22-11	誓約書	—	—	—	◎		
32	—	その他規則で定められた書類	◎	◎	◎	◎	P 111	

※1 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※2 県税事務所で交付を受けてください。

法人事業税又は個人事業税の直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面。

なお、事業開始後、決算期の未到来等により、証明が得られない場合には、県税事務所へ提出した事業開始届等(受付印のあるもの)の写しを添付してください。

※3 現行定款が原始定款の場合は、公証もあわせて提出してください。現行定款が原始定款と異なる場合は、原始定款(公証も添付)及び変更決議の議事録(写し)若しくは現行定款(現行定款であることを申請者が証明したもの)を提出してください。

※4 承継元から承継時に常勤役員等や専任技術者が移動する場合は、常勤性確認資料については当該承継の日から二週間以内に提出してください。(承継までは承継元での常勤が必要ですのでご注意ください。)

(3) 申請書類の提出部数

必要部数をご準備の上、主たる営業所を所管する県の建設事務所等へ申請を行ってください。

知事許可	正本 1 部 + 写し (営業所を所管する建設事務所等の数 + 届出者用)
------	---------------------------------------

(4) 手数料

手数料はかかりません。

(5) 受付期間

当該承継の日の 3 か月前より申請を受け付けます。

なお、申請から認可までは新規申請と同程度 (約 45 日) 要する見込みです。

※45 日前までの申請により認可をお約束するものではありません。補正等に時間を要し、承継の日までに認可出来ない場合は、従前通り廃業及び新規申請等の手続きが必要となります。

(6) 有効期間

認可を受け、譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算されます。

(7) 承継後の書類提出期限

認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、次の表の期間内に同表掲げる書類を提出しなければなりません。

承継した者	期間	提出書類
・譲受人、合併存続法人又は分割継承法人(新設分割により設立された法人を除く) ・相続人	当該承継の日から二週間以内	○健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ●健康保険等の加入状況の確認資料 (P 7 3 参照)
合併により新設された法人及び分割承継法人(新設分割により設立された法人に限る。)	当該承継の日から二週間以内	○健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ●健康保険等の加入状況の確認資料 (P 7 3 参照)
	当該承継の日から 30 日以内	●登記事項証明書 ○営業の沿革 (様式 20 号) ○所属建設業者団体 (様式 20 号の 2)
常勤を要する役員等が承継元から承継先へ移る場合	当該承継の日から二週間以内	●常勤性・専任性確認資料

※提出部数は (3) と同数。

(8) 承継の効果

ア 承継の対象

事業承継について認可を受け、事業承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をさします。これには、承継元が受けていた許可だけではなく、承継元が受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に含まれます。

法に定める罰則については、違法行為を実際に行った者に対して適用されるため、違法行為については承継の対象になりません。

イ 許可番号について

原則として、承継元の許可番号を使用します。

承継前から承継先が広島県知事許可を受けている場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。